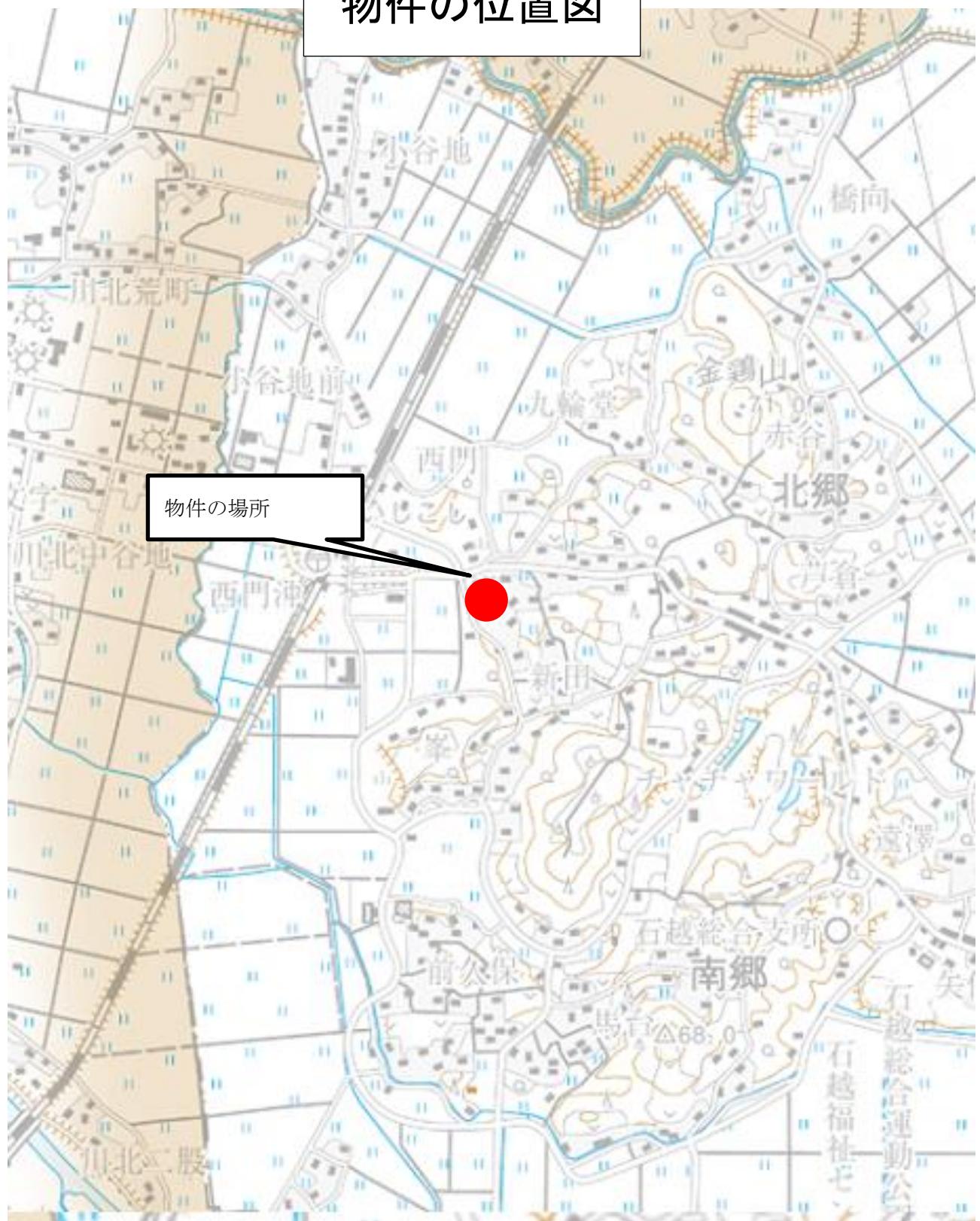


## 入札物件概要

- 1 本物件概要は、入札参加者が現地を確認されるまでの参考資料です。
- 2 物件に関し、**本市は隣接者などとの交渉や手続きは行いません。**
- 3 物件の**埋設物調査、地盤調査及び土壤調査は行っていません。**  
**埋設物等があった場合の撤去及び処分等が必要な場合は、購入者が行ってください。**
- 4 境界杭を埋設しており**現状のままの引渡しになります。境界杭の補修や打ち直しは行いません。**
- 5 物件(土地又は土地建物)は**現状有姿での引き渡しとなります。売却前後において市で整地等は行いません。**
- 6 必ず事前に現地を確認してください。
- 7 開発に当たっては、建築基準法、その他法令、条例に従って適切に行ってください。

## 物件の位置図



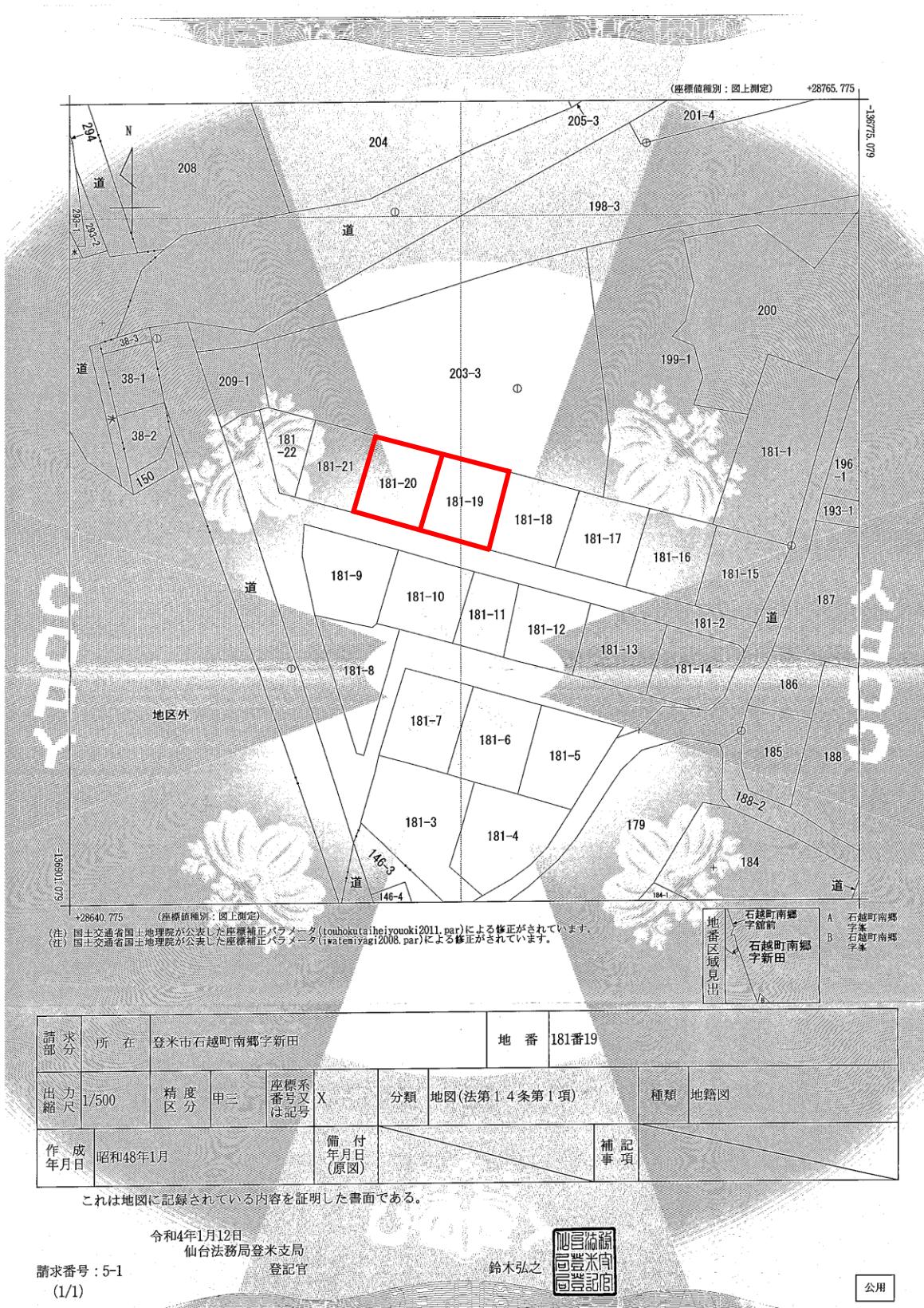
## 物件概要

【土地】							
物件番号	土地-10		所在地	登米市石越町南郷字新田181番19			
面 積	140. 97 m <sup>2</sup>		地 目	宅地			
最低売却価格		967, 000円					
接面道路の状況	南側に全幅約3.5m（有効幅員約3.0m）の舗装市道						
法令等による制限	都市計画区域外						
私道等の負担に関する事項		負担の有無		無			
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業者名			
				電話番号			
	電 気	東北電力	電力柱からの引込み必要	東北電力 0120-175-466（コールセンター）			
	ガ ス	プロパンガス	無				
	上水道	登米市上下水道部	接面道路配管からの引込み必要	登米市水道お客様センター 0120-023-151			
	下水道	公共下水道（区域内）	接面道路配管からの引込み必要	登米市上下水道部下水道施設課 0220-52-3320			
地勢など	<ul style="list-style-type: none"> <li>北側は石垣が一部積まれた約3mの崖地</li> <li>土砂災害警戒区域外</li> </ul>						
現地までの交通機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民バス（割山停留所）から 約0.2km</li> <li>東北自動車道（若柳金成IC）から 約8.4km</li> <li>JR東北本線（石越駅）から 約1.1km</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>登米市役所石越総合支所へ 約2.6km</li> <li>登米市民病院へ 約12.2km</li> <li>石越小学校へ 約2.3km</li> <li>石越中学校へ 約2.6km</li> <li>佐沼警察署へ 約12.4km</li> </ul>							

(現状写真)



《公図・登記簿等》



公用 宮城県登米市石越町南郷字新田 181-1-9

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)		調査	平成6年11月24日	不動産番号	3727000013346
地図番号	E 33-1 33-2	筆界特定	余白		
所在	登米郡石越町南郷字新田				余白
	登米市石越町南郷字新田				平成17年4月1日行政区画変更 平成17年9月30日登記
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>			原因及びその日付〔登記の日付〕
181番19	宅地	141 11			181番2から分筆 〔昭和54年6月8日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年11月24日
余白	余白	140 97			③錯誤 〔令和3年12月14日〕

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 登米郡石越町 昭和50年2月22日登記 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年11月24日
2	所有権移転	平成18年2月9日 第1177号	原因 平成17年4月1日合併による承継 所有者 登米市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年1月12日  
仙台法務局登米支局

登記官

鈴木 弘之



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79467 (1/3)

1/1

公用

登記年月日：令和3年12月14日

令和4年1月12日  
仙台法務局登米支局

登記官

鈴木弘之



請求番号：5-2

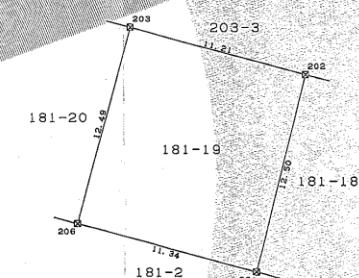
イカロス

地番 181-19

地積測量図

土地の所在 登米市石越町南郷字新田

N



④ 2003  
TAS  
プラスチック

④ 2002  
TAS  
紙

座標求積表

地番	NO	標識	X	Y	辺長	測線
181-19	201		-136845.712	28707.562	12.50	202-201
	202		-136833.607	28710.695	11.21	203-202
	203		-136830.688	28699.871	12.49	206-203
	206		-136842.750	28696.609	11.34	201-206
倍面積			281.946877	m <sup>2</sup>		
面積			140.9734385	m <sup>2</sup>	地積	140.97 m <sup>2</sup>
*公示式 $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1) (Y_1 + Y_2)$						

座標リスト

NO	点名	X	Y
2002	TA2	-136845.426	28705.382
2003	TA3	-136840.245	28678.613

使用電子基準点 (世界測地系: 测地点番号 2011)

点名	X	Y	備考
宮城東和	-139407.141	42124.232	管理者により改定
南方	-136834.961	28496.180	管理者により改定
栗駒	-131500.892	13658.707	管理者により改定

測量年月日：令和3年11月15日 平原直角座標系 第Ⅰ系

作成者：登米市迫町佐沼字中江三丁目1番地3

土地家屋調査士 千葉 正宏 (令和3年11月15日作成)

申請人：登米市長 熊谷 盛廣

境界標	境界標の種類
□	プラスチック机
⊕	測量基準点

縮尺 1/250